

暮らしと法律を結ぶ—ハウネット

# hounet

news

ハウネットニュース 2014.5.17 Number 22

企画・編集・発行  
 ホウネット事務局  
 弁護士法人  
 名古屋北法律事務所

- 弁護士 長谷川 一裕
- 弁護士 伊藤 勤也
- 弁護士 白川 秀之
- 弁護士 山内 益恵
- 弁護士 加藤 悠史
- 弁護士 裴 明玉
- 弁護士 鈴木 哲郎
- 弁護士 矢崎 暁子



あもろ

.....シリーズ Vol. 16

東日本大震災から3年



弁護士  
裴 明玉

東日本大震災で自らも被災しながら、被災者に新聞を届け続けた地元河北新報社のドキュメント「河北新報のいちばん長い日」を、文庫化を機に再読しました。あらためて感嘆したのは、組版サーバーが倒壊し、機材も流された河北新報の発行を、新潟日報が組版をして支え、中日新聞がヘリを提供して空からの取材に協力する場面です。地元紙ならではの被災地に寄り添う報道を支えた地元紙同士の連携、そのような「外部」の支えがあればこそ地元紙の力も活かされたこと——震災から3年が過ぎ、関心も薄れ始めたと感じる今だからこそ心に沁みました。

原発事故被害、漁業の回復、仮設住宅問題など、復興への課題は山積しています。その一つ一つに、この地震列島に生き、地域の支え合いの中で暮らす者としてどう向き合うのか、何をすべきか考え続ける毎日です。



# 「人間らしく働き、生きるために」

## 報告



**対談者**  
 佐野章二さん(雑誌「ビッグイシュー日本」代表)  
 雨宮処凛さん(作家、活動家)

**コーディネーター**  
 名古屋北法律事務所 弁護士：矢崎暁子  
 事務局：熊谷茂樹

**開催日** 2014年2月22日(土) **会場** 名古屋東別院会館 **参加者** 約200名

### ひとりからどきるいじり

「暮らしと法律を結ぶホウネット」は、結成10周年記念企画として、佐野章二さんと雨宮処凛さんをお招きし、現代の日本の格差と貧困、労働の問題をテーマに対談を行いました。当日コーディネーターをつとめた二人が、その内容を振り返ります。

#### お金だけではない

**矢崎** コーディネーターは緊張しましたね。私は「ビッグイシュー」販売者の佐藤さんが特別に発言してくださいったことが印象的でした。販売を始めて一番変わったのは、収入以上に、仕事を通じて人と目を合わせて話せるようになった点だと。仕事を奪うことは人との関わりまで奪う、その罪深さを改めて感じました。

**熊谷** 雨宮さんは、他者に評価を下すような言動(例…「なんでそんなこともできないの」)をしないようにしていると発言されました。資本主義の競争の論理むき出しの社会を変えようとする行動で、身近な他者に寄り添



う視点がとてもいいですね。  
**矢崎** そういう視点から「ダメな大人になろう」ともおっしゃっていましたね。「助けて」と言うのは自分の「ダメさ」の暴露なわけですから、「(価値みされそうな)完璧な人」には言いづらい。もっと自分の「ダメさ」をお互いに出していこう、と。

#### 誰もが当事者として

**熊谷** 佐野さんは、「ビッグイシュー」は絶対に失敗すると周囲から言われたけれど「社会で必要とされている事業」と確信して踏み切ったとのことでした。市民

に対する信頼ですね。阪神大震災後、多くの市民がボランティアで駆けつけた姿を見て希望を持ったと。「今の社会、誰がやったっていい、個人でも社会と関わって、社会を変えることができる」との言葉が熱かったです。  
**矢崎** 哀れむのではなく、ビジネスパートナーとして当事者と一緒に問題に取

り組むという点がいいですね。  
**熊谷** 雨宮さんも、「かわいそう」と「自己責任」とは「救われるべき人、そうでない人」を選別する点で紙一重だと指摘されていました。

#### 地域とともに

**矢崎** 雨宮さんの「デモ割」(デモ参加者を対象にした、飲食店などでの割引サービス)のお話興味深かったです。多くの人が行けば経済効果もあり、「デモ」怖い人たちという誤解も解け、地域の連帯感にもつながる。「デモ割」を、お店の人がデモに参加する、応援する方法と捉えれば、別の形での応用もできるのでは。

**熊谷** 今回の対談は「ともに社会を変えよう」と広く呼びかけた思いで企画しました。お二人のお話から、一人からでもできることについて多くの示唆を得られました。対談の内容を多くの人と共有し、考え、行動していきたいですね。

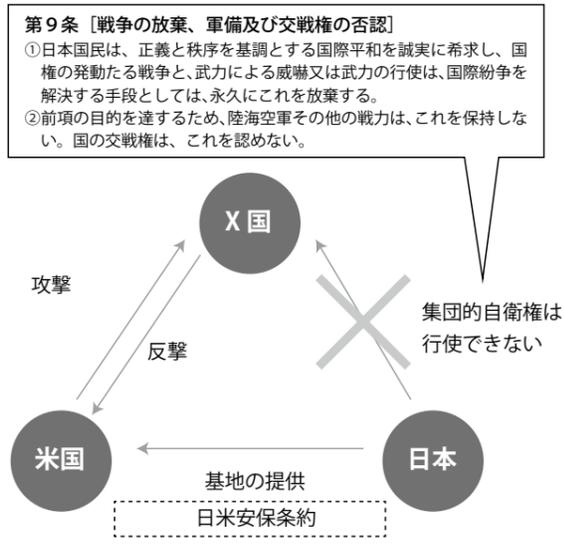
## 特集

# 「集団的自衛権の行使」容認反対！



弁護士 長谷川 一裕

「独立国家である以上、自衛権は持っているが、自国が攻撃されていない段階で同盟国を守るための武力行使、すなわち集団的自衛権は、日本国憲法9条が許容する必要最小限度の実力行使の範囲をこえての行使はできない」—これが戦後の自民党政権の一貫した憲法解釈でした。ところが、安倍内閣は、この憲法解釈を閣議決定によって変更し、今秋の臨時国会で周辺事態法等の関係法令を改正しようとして



います。「自国が攻撃されていない段階での戦闘行動が必要最小限度の範囲」という論理は、詭弁というしかありません。

#### 【憲法9条の歯止めが失われる】

もし集団的自衛権の行使が認められるとすると、戦争放棄を定めた日本国憲法9条は完全に形骸化します。「自国が武力攻撃を受けた場合に限り」という歯止めが失われ、米国が外国で始める戦争に参加する道が開かれます。ベトナム戦争やイラク戦争では、日本は米軍の兵站、後方支援の役割を果たしましたが(韓国にはこうした歯止めがなかったため、ベトナム戦争に参戦し、約5千名が戦死しました)、集団的自衛権行使禁止の歯止めがあったが故に戦闘行為には参加しませんでした。

#### 【侵略戦争に加担するのか】

戦後、集団的自衛権は、旧ソ連によるアフガン侵略や米国のベトナム侵略戦争の口実に使われてきました。「自衛」といいながら、大国が他国の内政に武

力干渉する道具となってきた—これが集団的自衛権が果たしてきた役割です。集団的自衛権を認めれば、違法な侵略戦争に日本が巻き込まれる危険性が高まります。  
 我が国は、戦後、憲法9条のもとで、武力で外国人の命を奪ったことは一度もない平和国家として歩み、国際的な信用を勝ち得てきました。これを覆してよいのでしょうか。

#### 【時の政権の都合で憲法解釈を安易に変更すべきではない】

憲法は、主権者が国家権力を縛るルールです。内閣の判断でこのルールを破ることは、立憲主義、民主主義に反し、絶対許されることはありません。最高法規である憲法の解釈が内閣の判断で容易に変更できるとすれば、政権交代の度に憲法解釈が異なる事態も生じます。

憲法尊重擁護義務を負っているはずの内閣が憲法破壊に狂奔するような異常な政治を改めるために国民が声を上げる時ではないでしょうか。

# ちくさ事務所開設しました

弁護士 伊藤 勤也

本年1月6日、弁護士法人名古屋北法律事務所の従たる事務所「ちくさ事務所」を開設しました。地下鉄東山線の池下駅から徒歩約5分という、交通至便な場所にあります。

また、1月30日の開設披露パーティにはたくさんの方々においでいただき、まことにありがとうございました。ちくさ事務所に対する期待の大きさをひしひしと感じました。

新規開設とは言え、永らく千種区で活躍してこられた阪本貞一弁護士が築いてきた地盤を引き継ぐことになりましたので、阪本先生とご縁のあった皆さんからのご相談を多数受けっております。

これまでの大人数での事務所から一人事務所へと、執務環境は変わりましたが、弁護士の仕事はどこにいてもやることは同じです。依頼者の皆さんの最大利益を求めて、これからも迅速丁寧な事件処理を心掛けていきます。今後ともよろしくお願ひします。

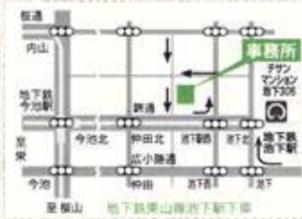


弁護士 伊藤 勤也

事務局 出口 信之



名古屋千種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下306  
TEL:052-763-6247



# 子どもが生まれました

弁護士 コラム



弁護士 白川 秀之

2013年9月26日に子どもが生まれました。

子育ては何もかもが初めての事ばかり、四苦八苦しながら取り組んでいます。子育てを経験して気付いたことは、子育てというのは親の思い通りにならないことの方が多んだなということです。例えば、赤ちゃんが泣くのはおなかが空いているとか、おむつが汚れているとか、眠たいことが理由であると習いますが、それらを満たしていても泣く時は泣くもんだなと言いうことです。おそらく、今後、自分の思い通りに行かないことを繰り返すことになると思いますが、辛抱強く子どもとつきあっていると、親になりたいなと思います。

今年には弁護士になって10年目ですが、父親としては1年目です。一つ一つが勉強だと思っただけで、頑張っていきたく思います。



# 旅のスケッチ

vol.22

## 冬の奈良は やっぱり寒かった。



事務局 長尾 忠昭

名古屋北法律事務所の2013年度事務所旅行は、高山やUSJなどの候補地から、所員の多数決で奈良に決まりました。

JR奈良駅でせんとくんがお出迎え。興福寺や東大寺の国宝、重要文化財の数々に感嘆。三つの顔と6本の腕を持ちながら絶妙なバランスとその表情、興福寺の阿修羅像には魅了されました。東大寺では旅の思い出と柱の穴くぐり(大仏の鼻と同じ大きさ)に果敢にチャレンジしましたが、すぐに断念。しかしS弁護士は成功。二日目はJR関西本線で法隆寺に。迫力ある金剛力士像と五重塔、雨がそぼ降る法隆寺境内を古代の人たちのことを思いながら巡りました。教科書でみた百済観音や玉虫厨子にも感動。日常から離れ、仏像を見て心が洗われる事務所旅行でした。



法隆寺・五重塔

# 音楽で心をつなぐ「エル・システマ」

世話人 コラム



世話人 刑部 泰伸

格差と貧困が広がり日本もずいぶんひどい社会になってしまったが、中南米の状況はもっと厳しい。放っておけば貧困の中で子どもたちがギャングになってしまふ。それを防ぐため、ベネズエラではエル・システマという音楽教育が全国的に実施されている。子どもたちに楽器を貸与し、地域のユース・オーケストラに入れて、おやつも与える。希望者はだれでも無償で受け入れる。子どもたちはオーケストラというコミュニティの中で自尊心や自律を身につけ良き市民となっていく。

システマの生んだ天才指揮者、グスターボ・ドゥダメルの大活躍で「ベネズエラの奇跡」は世界に知られ、システマは欧米にも広がった。日本でも福島県相馬市に導入され、被災地の子どもたちの心の復興に役立っている。ホウネットが取り組もうとしている無料塾の精神にも通ずるのではなからうか。「世界でいちばん貧しくて美しいオーケストラ」(東洋経済新報社)をぜひ読んでほしい。



事務局 コラム

# 仕事でも私らしく



事務局 近藤 千佐子

いつも楽しく仕事が出来ればいいですが、なかなかそうもいかないもの。そこで最近私が試みているのが、デスク周りのデコレーションです。マットに布を敷き、有孔ボードを貼って棚を取り付けて…。好きな物に囲

まれていれば、疲れた時も癒されます。常に変化を求める事で仕事のモチベーションも上がるはず、とこじつけめいた言い訳を考えつつ、次はシツクに模様替えしようかな、と胸躍らせている今日この頃です。

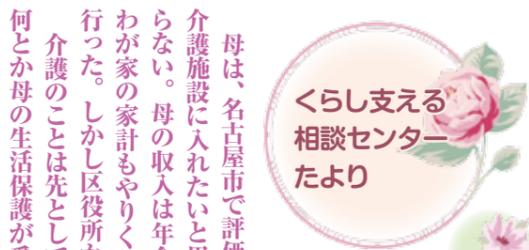


# くらし支える相談センター

## 生活保護相談で 他法律事務所とも連携

松岡 洋文

北名古屋開催の巡回法律講座で「くらし支える相談センター」を知り、80代の母親の面倒を見ている、別世帯の娘さんから相談の電話がありました。



母は、名古屋市内で評価額100万円程度の持ち家に一人暮らし。要介護2で介護施設に入れたいと思っているが、酸素吸入をしているためなかなか見つからない。母の収入は年金のみで月5万円少々。これまで仕送りをしてきたが、わが家の家計もやりくりが大変となり、母の住む区役所に生活保護の相談に行った。しかし区役所から持ち家があるので駄目だといわれた。介護のことは先として、とりあえず、自宅での生活費の不安をなくさせたい。何とか母の生活保護を受けられないか。

この日相談を受けた相談員が、たまたま母親が住む区に在住しており、早速、懇意にしている同区の法律事務所へ電話をしたところ、その弁護士に娘さんの相談にのってもらえることができました。

結果は、弁護士の協力で持ち家問題については申請不受理の条件から外されましたが、母親に預金が数十万円あることが判明、当座はそれを生活費に充て、残金が1か月の生活費相当になったところで、あらためて受給申請することとなりました。

# くらし支える相談センターとは?

市民の皆さんの暮らしの困りごと、医療や福祉・介護、子育てや教育、雇用・失業や経営問題など、生活に関わるあらゆる相談を電話でお受けし、それぞれ専門の団体・法人・個人の方々と解決に向けたお手伝いを行います。どこに相談したらいいのか分からず悩んでいる方、気軽にお電話ください。相談は無料です。「暮らしと法律を結ぶホウネット」と「弁護士法人名古屋北法律事務所」が共同で運営しています。

電話番号 052-916-7702  
電話受付 平日午後1時から5時



# 「相続財産管理人」 ってご存じですか？



弁護士  
鈴木 哲郎

## 相続人がいない!?

人が亡くなったとき、その方(被相続人)に配偶者や子ども、兄弟姉妹などの相続人がいれば、遺産はその相続人の間で分け合うこととなります。

しかし、相続人が全くなかったり、相続人が全員相続放棄をしてしまったような場合には、誰が遺産を受け取ったらよいのか、また被相続人が残した借金を誰が返すのかなど、問題が生じます。これを解決するのが、「相続財産管理人」という制度です。

## どんなことをするの？

家庭裁判所から相続財産管理人に選任された弁護士は、被相続人の遺産を調査するため、相続放棄をした相続人や、被相続人が生前懇意にしていた人などに接触して事情を聞き取ります。こうした作業を通じて、次第に被相続人の生前の様子が浮かび上がったいく過程は、一種の探偵ドラマのような楽しさもあります(私の中の探偵のイメージは浅見光彦です)。

財産の中から借金を返済し、それでも残った財産は国へ納めて、相続財産管理人の職務は終了となります。良い仕事をして、いつかドラマ化されないかな、と夢想しているのですが、実際の作業は地味なのが難点です。

## 住んでいた家がない!?

先日、私はある被相続人の管理人に選任され、その方の住所を訪れてみたのですが、生前住んでいたはずの家が見当たりません。調べたところ、土地を貸していた地主さんが、私が選任される前に、相続人から相続放棄の連絡を受け、困って解体撤去してしまったとのことでした。

その家は相当古く、地代の滞納もかなりあったので気持ちはわかりますが、相続放棄された場合でも人の家を勝手に撤去してしまうことはできません。もしこのようなことでお困りの時は、弁護士に相談し、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申し立てましょう。



# 中国人実習生の 労災裁判



弁護士  
加藤 悠史

## 増える外国人実習生の労災

外国人研修・技能実習制度は、開発途上国へ日本の技術を移転することを目的に、最長3年の間、外国人が日本の企業で働く制度です。制度としては、国際貢献・国際協力を目的に設計されていますが、実態としては、低賃金労働者として利用されている現実があります。

特に、製造業の現場では、機械の操作など危険をとまなう作業も行うので、本来ならば、日本語研修や実地研修も十分に行わなければならないですが、これを怠る企業も多く、実習生の労災事故も多くなっています。

## 将来の経済成長を加味した水準で

私も、豊田紡織関連の自動車部品を扱う製造会社に受け入れられていた中国人実習生の労災事故の裁判を、妻弁護士と共同で担当していました。この事件は、労災事故の賠償金算定の基準となる平均賃金をどう考えるかが問題となりました。

## 劣悪な待遇の見直しを

この事件は、原告が加入していた労働組合の支援者が中国にまで渡って証拠収集し、熱心な支援を続けたことも、裁判所を動かした要因になりました。2020年の東京オリンピックに向けて、建設現場での実習生の受入れを拡大しようとする動きもありますが、労働力不足に対する小手先の対策では、同じような労災事故や権利侵害が増えないかと危惧されます。

外国人の交通事故などでも争われることがあります。一時的に日本に帰国し母国への帰国が予定されているケースでは、将来生活の本拠を置く国の平均賃金を基準にするという最高裁判決があります。しかし、現在の中国の農村の賃金水準では極めて低い水準となってしまう(日本の約20分の1)。裁判では、中国の経済成長の実態などについても様々な資料も提出し、中国水準としても将来の経済成長を加味すべきと訴えてきました。判決では、日本水準の25%まで認められる成果が得られました。

# 紙上 法律講座



弁護士  
山内 益恵

## 子どもの貧困と 対策新法

2013年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(対策新法)が成立しました。

これは、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、「教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、対策を総合的に推進すること」を目的とした、とても抽象的な法律です。

もともとの法案には、「相対的貧困率」の具体的な改善目標が明記されていません。相対的貧困率とは、ざっくり言って国民の標準的な所得の半分以下で生活している人たちの割合です。2010年の国の調査では、全体で16%、1人親の現役世帯では50%という驚くべき数字が公開され、貧富の格差が進んでいることが明白となりました。日本は、OECDの先進国の中でも公的な教育関連支出額の割合が最も低水準で、奨学金の制度も充実していません。このため貧困家庭にとって子どもの教育費は重すぎる負担であり、高校進学率(卒業率)もはかばかしくない現実があります。

相対的貧困率の改善目標は、残念ながら国会で削られてしまいました。実効性ある子どもの貧困対策が行われるよう、しっかりと見守る必要があります。

## 名古屋市の ホウネットの取り組み

対策新法の理念の具体化を含め国の動きは鈍いのですが、名古屋市では、2013年7月から生活保護世帯の子どもの学習をサポートするモデル事業が実施されました。これは中学3年生の高校進学支援などを目的としており、今年度は各区に設置される予定です。

ホウネットでも子どもの貧困問題に着目し「無料塾」を計画してきました。市のモデル事業とは異なり、通年で幅広い年齢層を対象に、地域の児童館や、志を同じくする団体と連携しながら、子ども達の笑顔を増やせるように活動していく予定です。ご関心のある方はぜひホウネット事務局へお声をかけてください。

# EVENT INFORMATION

## 街角 伝言板



キッチンあらぐさは、地下鉄池下駅、ちくさ事務所からすぐ近くの洋食イタリアンのお店です。

1969年開業、親子3代で続いています。

家庭の味があふれる定食や惣菜が人気でしたが、2007年から3代目の息子さんのイタリアンがメインになっています。一番人気はカニクリームコロッケ、カニの旨みを存分に楽しめます。私は、日替わりランチも大好きです。母の味とイタリアンを楽しめるランチは1000円でコーヒーも飲めるので得です。

無農薬野菜や自家製ベーコンなど、安心して食べられる素材選びと手作りにこだわっています。

お店には、カウンター席とテーブル席があり、テーブル席は自由に動かすことができるので、気のあったグループで気軽に楽しむことができます。(ハウネット会員 永福伸)

### 店舗情報

#### KITCHEN ARAGUSA

キッチンあらぐさ

住所 〒464-0848  
名古屋市千種区春岡1-4-13

電話 052-763-2504

営業時間 11:30~14:30  
17:30~22:00(ラストオーダー21:30)  
※金・土のみ  
17:30~23:00(LO 22:30)

定休日 日曜祝日

アクセス 地下鉄東山線池下駅徒歩1分、マクドナルド近く

### 店舗周辺地図



## ハウネット法律講座のご案内

暮らしと法律を結ぶハウネットでは、2014年は4月から名古屋市東部地域を中心に「相続」をテーマに法律講座を開催しております。



**4月17日(木) 14:00~17:00**

場所:名古屋市東スポーツセンター会議室

講師:弁護士 加藤悠史

終了  
しました

**6月16日(月) 14:00~17:00**

場所:長久手交流プラザ(長久手市)

講師:弁護士 矢崎暁子

**9月4日(木) 14:00~17:00**

場所:上社レクリエーションルーム(名東区)

講師:弁護士 山内益恵

**10月16日(木) 14:00~17:00**

場所:千種区 予定

講師:弁護士 伊藤勤也

※会場での無料相談会も予定(無料相談をご希望の方は、講座の参加申し込み時に相談についての予約も必要です)

※参加費は無料です。奮ってご参加ください。

※詳細な開催場所の確定については名古屋北法律事務所のホームページ内でご連絡いたします。ご不明な点がありましたらお気軽にお電話下さい。また、なるべく事前に下記ハウネット事務局までお申し込みください。

## ハウネット法廷ウォッチングのご案内

「法廷ウォッチング」とは、裁判をもっと身近に感じていただくために、ハウネットが企画する弁護士付き添いの裁判傍聴ツアーのことです。

今回は民事事件、刑事事件の法廷を傍聴予定です。長谷川一裕弁護士が案内、説明をします。

裁判を傍聴した後は、場所を移動し、質問・感想などを出し合う交流の場を設ける予定です。疑問に思う点は、弁護士にどんどん質問をして、裁判の仕組みをみんなで学びましょう。

**5月29日(木) 12:45~16:00**

集合場所:名古屋地方裁判所1階ロビー

参加費:無料(事前に申し込みください)

連絡先:052-910-7721 定員:10名(先着順)



## 表紙の絵から

〔松岡 洋文さん〕「瑠璃光橋(黒川に架かる橋)」

名の由来は近くの寺の本尊とか。

4隅に鳩を放つ少年少女の立像に魅かれ、描く。

### お知らせ

ハウネットニュース創刊号から表紙を飾っていただきました画家の立木昭男さんの絵でしたが、21号が最後となりました。柔らかい優しいタッチの絵に、ホッとすることも多かったのではないのでしょうか。今後のご健康、ご活躍を祈念いたします。

## ハウネット事務局

〒462-0819

名古屋市北区平安2丁目1番10号

第5水光ビル3階

弁護士法人名古屋北法律事務所

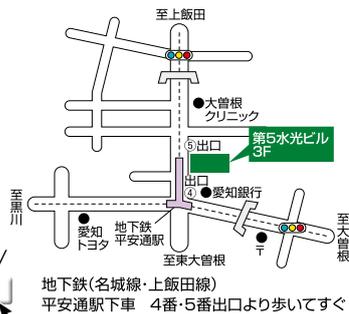
TEL.052-910-7721

FAX.052-910-7727

URL: <http://www.kita-houritsu.com/>

名古屋北法律事務所

検索



3月末の週末は、消費増税前の買物ツアー。ビール・焼酎・米・みそetc...。家計消費は前月より5万円超。我が家のささやかな自衛である。自衛と言えば、安倍政権は、歴代政権の「集団的自衛権は憲法上行使できない」という見解を変更し、安保法制懇の報告書を持って「海外で武力行使できる国」にしようとしている(本号3頁参照)。一方、「憲法9条にノーベル賞を」という市民団体の運動が功を奏し、憲法9条を保持する日本国民がノーベル平和賞候補に登録された。憲法9条をまもる取り組みは一層拡がりをみせている。安倍内閣の暴走をくい止め、憲法・国民生活擁護のために、ハウネットが誕生して10年、私達会員の出番である。(壮)

## 編集後記